

岐阜県外国人県民会議設置要綱

(設置)

第1条 岐阜県における外国人県民の意見を県の施策に反映させるとともに、多文化共生推進の意識啓発を行うことを目的として、岐阜県外国人県民会議（以下「外国人県民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 外国人県民会議は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 外国人県民の教育、労働、防災、医療・福祉、その他生活に関する情報提供などに関する諸問題の解決に関すること。
 - (2) 外国人県民と地域住民が一体となった地域社会づくりを進めるための方策に関すること。
 - (3) その他本県の多文化共生推進に関すること。
- 2 外国人県民会議で集約した意見は、県の施策に反映させるとともに県民に対し周知を図る。

(構成等)

第3条 外国人県民会議は、委員をもって構成する。

- 2 委員は、岐阜県内に住所を有する者又は岐阜県内に在勤・在学している者若しくは、岐阜県出身等、岐阜県にゆかりのある者で、次の条件を満たす者の中から、岐阜県知事が選任する。
- (1) 6ヶ月以上日本に在留する資格を持つ外国人。
 - (2) 外国文化を背景に持つ日本人。
- 3 委員は40人以内とする。
- 4 委員の任期は3年以内とし、再任をさまたげないこととする。
- 5 委員の選任にあたっては、外国人の集住する市町村の推薦または公募等により広く候補を求めることができるものとする。

(委員の職務等)

第4条 職務は次のとおりとする。

- (1) 外国人県民会議において、意見を述べ提案を行う。
 - (2) その他会議の開催目的を達成するために依頼された事項に協力する。
- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(謝礼)

第5条 外国人県民会議の委員に対して、予算の範囲内で謝礼を供することができる。

(事務局)

第6条 外国人県民会議の事務局は、岐阜県清流の国推進部外国人活躍・共生社会推進課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、外国人県民会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。